

平成 28 年 5 月 4 日  
航空局安全部航空機安全課

## 航空機産業の貿易促進に向けた日 EU 相互承認協定の交渉開始を決定

日本政府及び EU は、5 月 3 日ブリュッセルで開催された日 EU 首脳会談において、航空安全に関する相互承認協定(BASA)の交渉開始を決定しました。同協定は、日欧双方の航空機産業の貿易促進や整備コストの軽減に繋がるもので、国土交通省は、今後締結に向けた正式協議を開始します。

- 航空機を運航するためには、運航者が所在する国(運航国)から耐空証明を取得する必要があり、かつ、当該航空機の整備は、運航国から認定された整備施設で実施する必要があります。
- BASA(航空安全に関する相互承認協定)は、航空機など航空製品の設計・製造国の航空当局が行った航空機等の検査や、整備施設が所在する国の航空当局が行った整備施設の認定検査を、運航国の航空当局が活用することで、重複した検査を減らすなど運航国の検査手続きが簡素化されるものです(別添参照)。
- BASA を締結することにより、日欧双方の事業者及び航空当局の負担が軽減されます。具体的な効果は、以下のとおりです。
  - ・MRJ など日本製航空製品の輸出促進及び欧州製航空製品の我が国への導入促進
  - ・日欧双方の航空機等の整備施設の活用促進と、これによる整備コストの軽減
- 国交省では、近く航空局と欧州委員会の間で正式協議を開始する予定です。

(参考)両国・地域の整備認定事業者数

	航空機	装備品	合計
日本国内の欧州航空安全庁認定取得事業者	1社	12社	12社※
EU域内の国交省航空局認定取得事業者	5社	5社	9社※

※重複を除く

<お問い合わせ先>

航空局 安全部 航空機安全課 航空機技術基準企画室

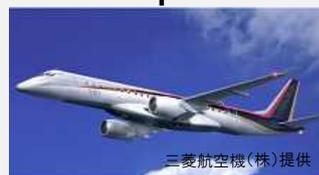
室長 堀越 (内線 : 50241) 課長補佐 藤巻 (内線 : 50248)

電話番号 : 03-5253-8111 (代表) 03-5253-8735 (直通)

## BASA (Bilateral Aviation Safety Agreement)

航空安全に関して、相手国が行う安全性に係る検査・認証等の相互受け入れ、相手国と協力した安全監督の実施等によって、当局による重複検査等を可能な限り避ける等、効率的な安全監督を可能とする二国間協定

### BASA本体協定 (EA)



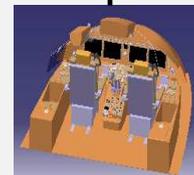
航空製品の安全証明\*



整備施設の認定



操縦士免許



フライトシミュレータの認定

\* 航空機、航空機部品の型式証明、耐空証明等

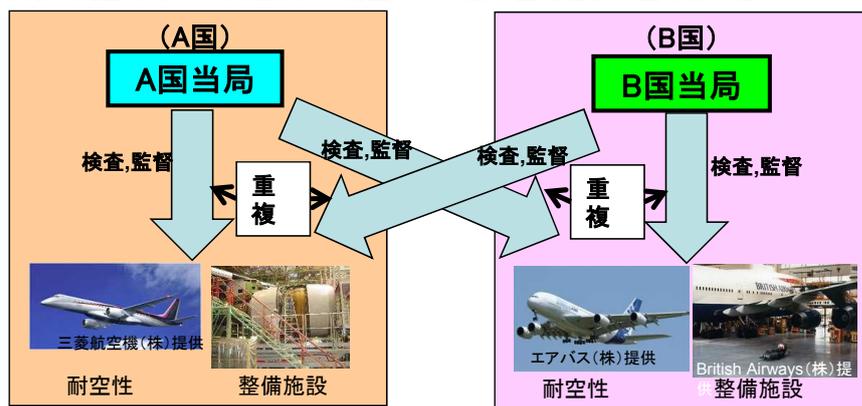
### 実施取決め (IP: 分野毎に締結)

- 米国 : 平成21年に航空製品の耐空性の分野についてBASAを締結。現在、主に整備分野へのBASA拡大に向けてFAAと非公式協議を進めているところ。
- 欧州 : 平成23年に特定型式の航空製品について、型式証明の認証等に係るワーキングアレンジメント(WA)を締結しているが、これをより適用範囲の広いBASAとするための事前協議を進めていたところ、近い将来正式協議を開始する予定。
- カナダ : 平成11年に航空製品の耐空性の分野についてBASAを締結。現在、整備分野へのBASA拡大に向けて実施取決めの最終的な調整を行っているところ。
- ブラジル : 平成20年に航空製品の耐空性の分野についてBASAを締結。

## BASAの一般的な効果

### BASAがない場合

双方の航空当局により、重複した耐空性の検査や整備施設の監督を実施



### BASAがある場合

双方の航空当局の検査や監督を活用し、耐空性に係る検査の一部省略や効率的な整備施設の監督が可能

